

## 「JAマイカーローン」商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

<b>商品名</b>	JAマイカーローン
<b>ご利用 いただける方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員とすることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満71歳以上の申込みの場合は、JAとの既存取引（農産物代金の入金、年金振込、給与振込、定期貯金、定期積金のうち1つ以上）がある方。</li> </ul> </li> <li>●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。</li> <li>●勤続（または営業）年数が1年以上の方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新卒の農業者、給与所得者（新卒内定者を含む）および年金受給者の方はこの限りではありません。</li> </ul> </li> <li>●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること）。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
<b>資金使途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（車体本体代金の場合は、借入申込日から過去3か月以内にお支払い済みを含む。）が対象です。ただし、事業資金（営農用トラック以外の営業用自動車等）は除きます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用</li> <li>②自動車等の車検・点検・修理費用、保険掛金</li> <li>③運転免許の取得のための資金</li> <li>④カー用品（カーナビ等）の購入資金</li> <li>⑤車庫建設のための資金（ただし、施工費の総額が100万円以内）</li> <li>⑥他金融機関または信販会社からお借入中の自動車ローン借換</li> </ol> </li> </ul>
<b>借入金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1,000万円以内（1万円単位）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>・お借入時に71歳以上の場合は、200万円以内（1万円単位）とします。</li> </ul> </li> </ul>
<b>借入期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）とします。</li> </ul>
<b>借入利率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかよりご選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日、10月1日）の基準金利（当JAで定めるパーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li> </ul> </li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
<b>返済方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>

担保	●不要です。																		
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料（年0.5%）をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 ・保証料年0.5%、元利均等返済の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>8,000</td> <td>13,000</td> <td>18,000</td> <td>26,000</td> <td>39,000</td> </tr> </table> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.5%）をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000	39,000						
お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年														
保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000	39,000														
団体信用生命共済（保険）	<p>●ご希望により、当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.32%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.37%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.27%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.42%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年0.47%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%	団体信用生命共済（連生）	年0.37%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.27%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.42%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.47%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.37%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.27%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.42%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年0.47%																		
9大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.54%</p>																		
手数料	●不要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店（所）または金融部（電話：0896-24-3737）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>																		

その他

- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。
- 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

